

大学院工学研究科博士前期課程における指導教員について

平成2年4月1日制定

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

鳥取大学大学院工学研究科博士前期課程履修規程（昭和49年鳥取大学工学部規則第7号）第2条及び別表教育課程表中の「指導教員」については、次のとおり運用する。

- 1 大学院工学研究科博士後期課程研究指導教授及び准教授は、指導教員になることができる。
- 2 大学院工学研究科博士前期課程の授業を担当する工学研究科の教授は、指導教員になることができる。
- 3 コース長は、当該専攻の指導教員を工学研究科長に届出るものとし、工学研究科委員会の承認を得るものとする。
- 4 指導教員の届出は、年度当初に当該年度の入学生について行うものとし、その後において変更があるときは、その都度届出るものとする。

別紙様式

平成 年 月 日

工学研究科長 殿

〇〇専攻〇〇コース長 印

平成〇年度入学生の指導教員について（届出）

このことについて、下記のとおり届出ますので、よろしくお取り計らい願います。

記

〇〇専攻

指導教員		指導学生		
所属講座	氏名	所属コース	氏名	研究題目

記入要項

- 1 「研究題目」欄は、指導学生の研究題目を記入すること。ただし、研究題目が未定の場合は、研究内容を記入すること。